国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau
Press release

令和4年7月29日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者３者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

① 株式会社シムックス、ケービックス株式会社
期間：令和4年7月29日から令和4年11月28日まで（4ヵ月）
範囲：近畿地方整備局管内

② セコム上信越株式会社
期間：令和4年7月29日から令和4年9月28日まで（2ヵ月）
範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社シムックス外2者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するため。

＜取扱い＞ ――――――

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省近畿地方整備局
大阪合同庁舎第１号館 TEL 06-6942-1141
総務部契約課長 山腰（やまこし） 祐司（ゆうじ）（内線 2511）
総務部契約課建設専門官 濱口（はまぐち） 哲至（さとし）（内線 2512）
神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576
総務部経理調達課長 中川（なかがわ） 勝文（かつふみ）（内線 6310）
総務部経理調達課長補佐 野口（のぐち） 道久（みちひさ）（内線 6313）

令 和 4 年 7 月 29 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社シムックスに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社シムックスは、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。

2. 指名停止措置理由

株式会社シムックスが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社シムックス

群馬県太田市植木野町300－1

代表取締役　深澤　賢治

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで（4ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

（独占禁止法違反行為）
6　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3 条又は第8条第1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）。
イ 当該地方整備局の所属担当官
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

令 和 4 年 7 月 29 日

近 畿 地 方 整 備 局

ケービックス株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

ケービックス株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。

2. 指名停止措置理由

ケービックス株式会社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: ケービックス株式会社
群馬県前橋市問屋町１－１０－３
代表取締役　井上　哲孝

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで（4ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

（独占禁止法違反行為）
6　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3 条又は第8条第1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）。
イ 当該地方整備局の所属担当官
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

令 和 4 年 7 月 29 日

近 畿 地 方 整 備 局

セコム上信越株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

セコム上信越株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。

2. 指名停止措置理由

セコム上信越株式会社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: セコム上信越株式会社
新潟県新潟市中央区新光町１－１０
代表取締役　福満　純幸

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和4年7月29日から令和4年9月28日まで（2ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

（独占禁止法違反行為）
6　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3 条又は第8条第1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）。
イ 当該地方整備局の所属担当官
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官